

# 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第4次一括法)の概要

## 1. 第4次一括法について

地方分権改革推進委員会の勧告のうち、残された課題である国から地方公共団体への事務・権限の移譲等を推進するとともに、第30次地方制度調査会答申(平成25年6月25日)で示された都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等を推進するため、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日閣議決定)を踏まえ、関係法律の整備を行うもの。

## 2. 改正概要(自動車関係)

### 国から地方公共団体への事務・権限の移譲

以下の事務・権限を移譲できるよう、都道府県等の処理する事務に関する規定等を改正。

- ・**自家用有償旅客運送に関する事務・権限**  
【登録・監査等】**【道路運送法】**
- ・自動車道事業に関する事務・権限  
【供用約款の設定の認可等】**【道路運送法】**
- ・自動車運転代行業に関する事務・権限  
【認定等に係る同意等】**【運転代行業法】**

※ 法律全体では、43の法律に定める事務・権限を国から地方公共団体に移管。

### 自家用有償旅客運送とは

バス・タクシー等が運行されていない過疎地域等において、住民の日常生活における移動手段を確保するため、地方運輸局長の登録を受けた市町村、NPO等が、自家用車を用いて有償で運送する仕組。

→ 希望する市町村に移譲することを基本。  
(希望しない市町村の区域については、希望する都道府県にも移譲。)

### ＜効果＞

- ・ 地域における関係者の合意から登録までにかかる期間の短縮
- ・ 地域の実情に応じた創意工夫による移動手段の確保



## 3. 施行日

平成27年4月1日。事務・権限の移譲を行う11自治体(新潟県、長野県、佐賀県、北海道美深町、北海道豊富町、北海道池田町、神奈川県大和市、富山県富山市、徳島県つるぎ町、熊本県山江村、熊本県球磨村)を同日指定。